



浜崎小学校便り

浜っ子通信



令和8年6月1日第3号

校長 藤田郁夫

学校教育目標

チャレンジ浜っ子 ~わたしらしくあなたらしく~

「いじめ」の未然防止と早期対応

校長講話 ~なめくじは なぜきられる?~

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない、としています。

積極的な認知

佐賀県内の学校で令和4年度に認知されたいじめの件数は、5916件と、3年連続で最も多くなったことがわかりました。県教育委員会は「いじめを積極的に発見する考え方が浸透して、学校側で相談しやすい環境づくりが進んだことで、認知件数の増加につながった。重大ないじめを防ぐためわずかな兆候でもいじめを疑って、早期の発見や対応に力を入れていく」と話しています。

浜崎小学校でも、県のいじめ認知に関する方針にならい、積極的にいじめの認知を行うことを、職員間で共通理解しました。

佐賀県の取組

佐賀県いじめ防止基本方針では、『「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識のもと、本方針に定める毎年5月と12月の「いじめ防止強化月間」期間中に、いじめの防止等の取組の見直しや充実、広報・啓発など、各学校が自らの計画や課題に基づいた活動を充実させることにより、教職員や児童生徒、保護者のいじめ問題に対する意識と理解を高めるとともに、いじめ防止対策の一層の充実を図る。』としています。また、令和5年2月には、**重大ないじめ事案等における警察への速やかな相談・通報の徹底**を示す通知文が県から発出されました。

いじめ問題の理解に向けて

次の資料・リーフレットを浜崎小ホームページ（お知らせ）に掲載しますので、この機会に是非ご覧ください。

○浜崎小いじめ防止基本方針

浜崎小での取組の推進や対応、組織作り等を示しています。

○子どもたちのSOSが聞こえますか？

いじめのメカニズム、対処、家庭や地域、関係機関との連携について示されています。

○保護者のための子どもを支える関わり方のポイント

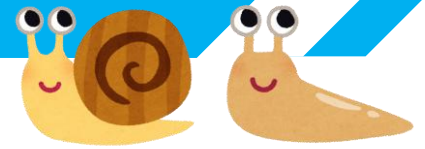
保護者の悩みや、エピソードなど、お子さんへの関わり方やそのポイントについて示されています。



学校教育目標

チャレンジ浜っ子 ～わたしらしくあなたらしく～

「いじめ」の未然防止と早期対応



なめくじは なぜきられる？ 5/26 校長講話

いじめは、人権を侵害する、あってはならない行為です。しかし、人と人がかかわる集団の中では残念ながら起こってしまうことがあります。1対1の関係でのいじめでは、コミュニケーションの不足による誤解やすれ違いが原因になることが多く、話し合いによって解決を目指しますが、集団でのいじめの場合は、加えて「思い込み」や「偏見」によって広がる場合があります。ある本で、「思い込み」や「偏見」を生き物にたとえた、こんな話を見つけました。

みなさん、「かたつむり」を知っていますね。かたつむりってかわいいイメージですよ。でも、かたつむりによく似ている「なめくじ」って、なんだか嫌われ者ですね。両方とも同じ仲間、同じようにぬるぬるしているのに、殻があるかないかだけで、ずいぶん扱いが違います。なぜ、なめくじは嫌われるのでしょうか？「すき」「きれい」の感覚って、「思い込み」が多くあって、みんなが「きれい」って言うと、なんだか自分もその気になって、「きれい」って信じ込んでしまう。そして、いつの間にか、みんながそう思って、避けるようになる…。実は、なめくじって、かたつむりが「進化」した生き物だって、知っていました？なめくじは進化して殻を無くすことで、せまい所でも自由自在です。なめくじってすごいじゃないですか！さて、友達との間で、「あの子、なんかきれい」って思い込みに、みんなが同調して、避けたり、必要以上にきびしく接したり、…そんな「いじめ」は絶対あってはならないことです。人にはだれにでも苦手なことや欠点がありますが、必ず人より優れた「よさ」があります。友達の欠点を受け止め、よさを見つけ、お互いに「あなたらしさ」を認め合えるような仲間になりましょう。だれかが「あいつ変だよ」って言っても、それに流されず、自分で正しいことを判断して立ち向かうことができる人になってほしい。自分で気づき考え動き、「わたしらしさ」を磨いてほしい。校長先生は、周りとは少し違っているように見えても、自分らしくあろうとする人が大好きです。そして、いじめは絶対に許しません。（追記）この話は、「思い込み」や「偏見」の仕組みを例えたものであり、決していじめられる人をなめくじに例える意図はありません。

SNS 等利用トラブルに注意！

近年のインターネットやスマートフォンの普及により、小中学生の間でもSNS等の利用によるトラブルが問題となっています。市内の中学校校区においても、このようなSNS等の利用による児童生徒同士のトラブルが発生しており、対応に苦慮しているところ。一般的に、スマートフォンやSNS等トラブルの防止や解決は、端末を所持・利用させている保護者で対応することが基本とされています。このことを踏まえ、浜玉中校区の各小中学校で共通して、右のような対応を行います。

浜玉中校区の対応

- 学校外（ご家庭の管理下）でのSNS利用によるトラブルについては、**原則、保護者同士での対応**をお願いします。
- 保護者同士での解決が難しい場合は、**警察への連絡**をご検討ください。唐津警察署（0955-72-2101）
- インターネット上でいじめを認知した場合は、**学校がいじめ防止対策委推進法に則った対応**を行います。学校での指導の範囲を超えていると判断した場合は、警察対応を基本としていきますのでご理解をお願いします。

Web サイト:

<https://www.education.saga.jp/hp/hamasaki-e/>

連絡先:

0955-56-6116

メール アドレス:

hamasaki-e@education.saga.jp